

京都市老人介護支援センター条例施行規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第175号

京都市老人介護支援センター条例施行規則

京都市老人介護支援センター条例第2条第1項第2号及び第3条第2項第1号に規定する別に定めるセンターは、次のとおりとする。

- (1) 京都市仁和地域包括支援センター
- (2) 京都市修学院地域包括支援センター
- (3) 京都市栗田地域包括支援センター
- (4) 京都市勸修地域包括支援センター
- (5) 京都市葛野地域包括支援センター

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)